



# くらしの情報

No.  
337

♡ くらしの相談室 ♡

気を付けて!

## ネオジム磁石製マグネットセット※による 子どもの誤飲事故が多発しています。

※マグネットセットとは、「パズル」や「おもちゃ」「玩具」などの名前で販売されている球体等の磁石です。1個の大きさが直径3mmから30mm程度のもので、3mmや5mmの小さいものであれば200個程度が1セットとされているものが多くみられます。磁力を利用して、複数個をつないで平面的、立体的にいろいろな形を作って遊ぶことができる商品です。

### 事例

2歳の女兒が、自宅で5歳の兄とマグネットセットで遊んでいて、磁石を複数個飲み込んだ。病院のレントゲン検査で、胃内に磁石が7個つながった状態でみつかった。磁石が腸管内を移動中に腸管に穴があくリスクがあったため、全身麻酔のもと、内視鏡を用いて摘出した。

誤飲したマグネットセットは直径5mmで、対象年齢が6歳以上のものである。5歳の兄が欲しかったため、インターネットショッピングモールで購入し、普段は女兒の手が届かないところに保管していた。



### アドバイス

- 強力な磁力を持つマグネットセットは、子どもの使用を想定した玩具ではありません。子どもには触れさせないようにしましょう。
- マグネットセットの磁石を複数個誤飲すると、消化管を挟んで磁石が引き合い、消化管に穴が開くおそれがあります。子どもがいるご家庭では購入を控えましょう。既にお持ちのご家庭では、子どもに触れさせないように、子どもが容易に持ち出せない場所に保管するようにしましょう。
- マグネットセットの磁石を複数個誤飲しても、すぐに症状が現れるわけではありません。磁石を誤飲した可能性がある場合は、直ちに医療機関を受診しましょう。また、受診する際は、商品やパッケージを持参するなどして、医師に誤飲したものに関する情報をできるだけ伝えるようにしましょう。

消費生活相談 TEL.06(6858)5070

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時

相談される時は原則として当事者本人(市内在住・在勤者)からご連絡ください。  
なお、次の用意をしていただくと、相談がスムーズに進みます。

- ①事前に相談内容を簡潔にまとめておく
- ②契約書・保証書・パンフレットなど、相談に関する資料

**便利でも気をつけて！**

## インターネット通販はクーリング・オフ できません！



近年、インターネットを利用する高齢者が増えています。

「インターネットの通販サイトで買い物したが、商品が届かない」

「注文したものとは違う商品が海外から届いた」といったトラブルが増えています。

### 事例

インターネットの広告で「ふわふわであったかい」というズボンを購入した。届いた商品は、注文したものとは違っていたので返品したい。スマホでどうにか注文は出来たが、返品は操作が複雑で出来ない。ようやくつながった電話ではカタコトの日本語で、海外への返品は関税がかかるので返品は必要ない。少額ならばキャッシュバックすると言われた。どうしたらよいだろうか。

### アドバイス

- インターネット通販では、クーリング・オフは出来ません。  
注文する前に、通販サイトの後方に記載された特定商取引法の表記で、返品規約や所在地・連絡先などの事業者の情報、支払い方法などを確認しましょう。
- 特定商取引法の表記が無い、振込先の口座名義が個人名、支払い方法が選択できないなどといった通販サイトは要注意です。
- ブランド品やメーカー品で価格が極端に安い場合は、偽物やコピー品などでないか十分に注意しましょう。気になったときは、注文する前に身近な人に相談しましょう。

契約について不安に思ったり、トラブルにあたりた場合は消費生活センターにご相談ください。ご家族・ホームヘルパー・地域包括支援センターの職員が代わりに相談することも出来ます。身近な高齢者がトラブルにあっているのでは？と気づかれた時は、出来るだけ早くご相談ください。

## 事例

パソコンでインターネットを閲覧中、突然大きな警告音が鳴り、「ウイルスに感染しています」と書かれた警告画面が表示され、「サポートセンターに今すぐ電話するように」と表示されていた。

慌ててサポートセンターに電話をすると「遠隔操作するため、ソフトをダウンロードしてください」と指示された。

遠隔操作により警告音や警告画面は解消したが、サポート代金としてコンビニでプリペイド型電子マネーを購入するように指示された。

コンビニでプリペイド型電子マネーを購入し、16桁の番号を入力したところ「入力がエラーとなった。このカードは使えない」と言われ、再度カードを購入するように指示され、高額な被害となってしまった。

プリペイド型電子マネーのコードを相手に伝えてしまうと、相手はそのプリペイド型電子マネーを自由に使うことができます。

① 警告画面が表示されたり警告音が鳴っても、あわてず落ち着いて対応しましょう。

③ 警告画面や警告音はブラウザを終了させることで解消します。「Ctrl+Alt+Delete」キーを同時に押して「タスクマネージャー」を起動し、ブラウザを終了させてください。

② 警告画面に表示された電話番号には絶対に電話をしないでください。

④ ③の手順がわからない場合は、強制的にパソコンをシャットダウンしてください。（ただし、作業途中での保存していないファイルは失われる可能性がありますのでご注意ください。）

パソコンの電源が切断できない場合や、電源を切断しても事象が解決しない場合は、購入先やパソコンメーカーのサポート窓口もしくは、(独)情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ安心相談窓口」にご相談ください。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）情報セキュリティ安心相談窓口

相談受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00（土曜日・祝日・年末年始は除く）

電話番号 03-5978-7509

メールアドレス anshin@ipa.go.jp

# STOP！！特殊詐欺

くらし支援課では特殊詐欺被害防止のため、関係機関と連携して様々な取り組みを行っています。

## ● 偽の警告表示（サポート詐欺）

詐欺の手口や被害に遭わないための対策を記載した啓発チラシを作成しました。

## ● 年賀状チラシ

特殊詐欺の被害を未然に防止するため、豊中警察署管内にある高校に「特殊詐欺被害防止キャラクター」を募集し、投票で選ばれた「さぎチュウイ」「イカンサギ」の2作品が令和5年（2023年）の年賀状と共に届き、豊中市民の皆様に対して、豊中・豊中南警察・豊中市内郵便局・市が連携して特殊詐欺被害への注意喚起を行いました。



## 特殊詐欺被害防止セミナーを開催しています！

くらし支援課では、固定電話に設置する「簡易型自動録音機」を無料配布しています。配布をご希望の方は、特殊詐欺被害防止セミナー（30分程度）にご参加ください。



特殊詐欺被害防止セミナーを開催しています！

会場	2月	3月
中央公民館（曾根東町）	2月15日（水）10時～	3月17日（金）14時～
庄内公民館（庄内幸町）	2月27日（月）14時～	3月22日（水）10時～
螢池公民館（螢池中町）	2月20日（月）10時～	3月29日（水）14時～
千里公民館（新千里東町）	2月20日（月）14時～	3月17日（金）10時～
くらしかん（北桜塚）	2月10日（金）10時～ 2月15日（水）14時～	3月13日（月）14時～ 3月29日（水）10時～

豊中市立生活情報センター

くらしかん

電話 06(6858)5073

FAX 06(6858)5095

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号（毎月最終日曜日及び年末年始は休館します）

